

刑事裁判の判決に関するお知らせ

当社元執行役員（以下「元従業員」。2017年5月2日懲戒解雇）が、当社と同業他社の株式会社ベイカレント・コンサルティング（以下「ベイカレント社」）に二重雇用され、当社から不正に領得した営業秘密をベイカレント社に開示した等の容疑により、2018年3月に警視庁により逮捕されたことはご案内のとおりです。

同月、東京地方検察庁は元従業員を東京地方裁判所に不正競争防止法違反により起訴し、本日、2019年3月26日、東京地方裁判所は、元従業員に対し、当社の営業秘密を領得及び開示した不正競争防止法違反により、懲役1年（執行猶予3年）、罰金50万円の有罪判決を言い渡しました。

公判手続においては、

- ・元従業員は、ベイカレント社の採用担当者から「職位、年齢、性別」を指定した当社人材のリストアップを依頼され、明らかに当社人材の引き抜き目的であることを知りながら、打ち合わせの前日の夜、二重雇用状態を悪用して当社システムにアクセスし、当社の全従業員の名簿を領得した上、その中から37名のリスト（ランクの記載あり）を作成し、これらをベイカレント社貸与パソコン（以下「ベイカレPC」）に保存した事実、
- ・元従業員は同人のベイカレント社における業務として、ベイカレント社の採用担当らと毎週火曜日に定期的に当社の人材に関する打ち合わせを行っていた事実、
- ・元従業員は、ベイカレント社の採用担当者から再三にわたって、当社人材リストのチェック依頼や個別の当社人材の評価の依頼を受け、これらに回答していた事実、
- ・元従業員はベイカレPCに従業員名簿を含む膨大な当社ファイルを保存し、当社にその事実が発覚しそうになった際には、当社に隠れてバックアップを取った上いったん消去し、後に、当該データを全てベイカレPCに戻し入れることにより、当社から取得した情報を保有し続けていた事実、

などの、驚くべき悪質な犯行事実が明らかになりました。本日の判決においては、これらの事実を詳細に認定したうえで、元従業員が二重雇用状態を利用し、当社人材の情報源としての役割を期待され、ベイカレント社からの引抜き目的の依頼にこたえて、当社の営業秘密を不正に領得したり、当社営業秘密をベイカレント社に開示した行為の悪質性を認め、上記の有罪判決を下したものです。

当社は、経営戦略、業務、システムの三位一体で「経営とITをデザインする」ことを強みとしており、コンサルティング、プログラム開発から保守まで一貫通貫の当社ノウハウ

ウを社員に与え、人材を育成しています。今回の事件はこうした当社ノウハウ及び人材の価値の高さを示すものとも言えますが、違法な手段により、当社の貴重な資産を盗用する行為は、断じて許すことはできません。

本件において、当社が有罪判決を勝ち得たのは、当社のセキュリティシステム及び秘密管理体制により営業秘密の領得行為を速やかに発見し、当該領得行為について精緻にトレースできたこと、さらに、当社が「侵害し得」を許すことなく、長年培ってきた営業秘密を含む知的財産を守ろうとする断固とした姿勢、ならびに健全な競争に基づく産業界の発展を踏みにじられたことを許してはならないという強い執念を貫き、司法による救済を求めた結果の賜物であると存じます。

刑事事件で明らかになった悪質な犯行事実には、当社は、ベイカレント社と元従業員に対する損害賠償等を求める民事訴訟（2017年8月提訴）による救済を、引き続き求めてまいります。

以上

2019年3月26日

フューチャー株式会社
フューチャーアーキテクト株式会社